

所得控除の確認をお忘れなく

控除とは、課税の対象となる所得金額から一定の金額を差し引く仕組みのことです。各種控除の対象者が必要書類を添えて申告することで、課税対象の所得が減額され、税額も減りますので、申告をされる際には、事前に所得控除についても確認しましょう。

なお、次の所得控除については事前に書類を作成したり、担当窓口で交付申請する必要がありますので、早めの準備をお願いします。

事前に書類の準備が必要な所得控除

種類	①医療費控除 ② ③ のどちらか選択		②要介護認定を受けている方の 障害者控除	③空き家の譲渡所得 特別控除特例
	②医療費控除	③セルフ メディケーション税制 ※注1		
要件	医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の場合はその所得等の5%)を超えた場合	対象の医薬品購入費が12,000円を超えた場合 ★健康の保持や増進、疾病の予防など一定の取り組みを行っていること	障がい者などに準ずる方(障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、町要領の規定に該当する方)	相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した場合 ※注3
申告時の添付書類	医療費控除の明細書 ※明細書は、病院の領収書や薬局のレシートから、ご自身で作成してください。	特定一般用医薬品等購入費の明細書 ※注2	障害者控除対象者 認定書	被相続人居住用 家屋等確認書
申告できる方	医療費・医薬品購入費を支払った本人または生計を一にする配偶者やその他親族		「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方 またはその方を扶養している方	相続した空き家もしくは空き家を取り壊して売却した相続人
担当窓口	税務課 ☎388-1112		健康介護課 ☎388-7171	環境経済課 ☎388-1114

注1:セルフメディケーション税制の適用期限は令和8年12月31日に延長されました。

注2:特定一般用医薬品等購入費の対象となる医薬品については、国税庁のホームページをご参照ください。

注3:③の売却期間などの適用要件については、国税庁のホームページをご参照ください。



▲注2
特定一般用医薬品等の対象となる医薬品



▲注3
被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例

国民健康保険加入の皆さんへ

「医療費のお知らせ」通知を確定申告の医療費控除申告に使用する場合の留意事項

「医療費のお知らせ」通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。「医療費のお知らせ」通知の送付には、受診から3～4か月かかりますので、確定申告の時期に間に合わない11月と12月診療分は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。

☎住民課 ☎388-1115